

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る群馬県後期高齢者医療
広域連合後期高齢者医療傷病手当金の支給に関する規則

令和2年5月18日

規則第8号

改正 令和2年9月9日規則第9号

令和2年12月8日規則第10号

令和3年3月9日規則第6号

令和3年5月28日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第30号。以下「条例」という。）附則第5条から第7条まで及び群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年広域連合条例第7号。以下「改正条例」という。）附則に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(傷病手当金の申請等)

第2条 被保険者等が条例附則第5条から第7条までの規定による傷病手当金の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療傷病手当金支給決定通知書又は後期高齢者医療傷病手当金支給申請却下通知書により被保険者等に通知するものとする。

(書類の様式)

第3条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
- (2) 後期高齢者医療傷病手当金支給決定通知書
- (3) 後期高齢者医療傷病手当金支給申請却下通知書

(改正条例附則の規則で定める日)

第4条 改正条例附則の規則で定める日は、令和3年9月30日とする。

(令2規則9・令2規則10・令3規則6・令3規則9・一部改正)

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月9日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月8日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月9日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。